

日米科学技術協力事業「脳研究」分野
2026年度共同研究者派遣募集要項

日米科学技術協力事業「脳研究」分野における共同研究者派遣を下記により募集します。本事業は日米間の研究交流を推進するに当たり、特に博士号取得前後の若手研究者が、米国の研究に参加することによって新しい考え方・技術を学ぶと共に、日米共同研究開始のきっかけを掴むことを目的とします。このため共同研究者派遣には、2026年度に米国で共同研究を実施し、派遣期間中の業績は勿論のこと、帰国後も相互にその成果を通じて協力関係が継続できるような優れた人材を期待します。

ただし、予算交付が確約されていない時期での募集であることを予めご了承ください。

記

1. 応募資格： 国・公・私立大学及び関連する研究機関において研究に従事する若手研究者（文部科学省科学研究費助成事業の応募資格があり、2025年9月18日現在、博士の学位取得後10年以内の者）（2015年9月19日以降に学位を取得した者）又は、日本国内の大学院博士後期課程に在籍する者
2. 研究分野： 脳一般に関する研究（以下に分野を示す）
 - ① 細胞・分子
 - ② 発達・可塑性・修復
 - ③ 行動・システム・認知
 - ④ 疾病の神経生物学
3. 派遣期間： 原則として11ヶ月以内。応募者が日本国内の大学院博士後期課程に在籍する者は、1ヶ月以上6ヶ月以内とする。
（ただし、会計年度を超えない期間とします。）
4. 派遣経費： 交通費・日当・宿泊料を支給します。
（自然科学研究機構で定める規程等によります。）
5. 選考・決定： 研究計画委員会の審議を経て、分野代表者が決定します。
（採択結果通知の時期は、2026年1月上旬の予定）
6. 派遣先との連絡： 応募者は、非公式に派遣予定先と連絡の上で応募ください。
7. 応募書類：
 - ①Application for Researchers Dispatched to the U.S. Program FY2026 (Form1-1) 正本1部
 - ②Curriculum Vitae of Applicant for Researchers Dispatched to the U.S. Program FY2026 (Form1-2) 正本1部
 - ③派遣先の受入意思確認文書 写し1部
 - ④補足資料（特に必要な場合のみ） 写し1部上記①～④までの書類のPDFファイルを、E-mailで下記提出先宛に提出してください。
※PDFファイルの提出は、印刷した申請書に署名の上PDFファイルに変換する、もしくはPDFファイルに電子署名する方法のどちらでも可能です。
※応募書類を、<http://www.nips.ac.jp/jusnou/>からダウンロードしていただき、ワープロソフトを使用して英語で文字サイズ10ポイント以上、フォントは「Times New Roman」にて作成してください。
①については、概ね3枚以内に収まるように作成してください。
8. 提出期限： 2025年9月18日（木）（必着）
9. 提出先： 〒444-8585 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38番地
自然科学研究機構岡崎統合事務センター国際研究協力課国際・研究支援係

10. そ の 他： 本事業は、毎年度、事業計画について文部科学省の承認を経て実施しております。承認時期によっては、4月1日からの事業開始ができない場合もございますので、予めご了承ください。また、経費の精算を3月末日までに行う必要があるため、3月15日までの帰国をお願いします。
- 採用された場合、派遣期間終了時に報告書（Form1-3）及び共同研究者派遣事業に係る広報用写真を提出ください。また、派遣された翌年度の研究成果報告会（2027年11月中旬～12月中旬を予定）において研究成果報告をしていただきます。
- 採択者名及び報告書等はホームページ等に公表されるのであらかじめご承知おきください。また、本事業の成果を発表する際には、国内における所属先を明記のうえ、日米科学技術協力事業「脳研究」分野（Japan-U.S. Brain Research Cooperation Program）の助成を受けて行った研究の成果であることを表示ください。
11. 注 意 事 項： ①過去に助成を受けたものが再度応募する場合は、form1-1"7. Research Plan in the Host Institute in the U.S"に、その必要性和理由を明確に記載ください。
- ②過去に助成を受けたものと同じ研究室に所属しているものが応募する場合は、form1-1"7. Research Plan in the Host Institute in the U.S"に、過去の助成との関連性の有無を明確に記載ください。
- ③人権の保護及び法令等の遵守への対応が必要となる研究計画は、派遣先の受入意思確認文書に、治験審査委員会等での審査状況について必ず記載してください。